

# '93／年報

平成 5 年度

No. 1

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館



## はじめに

本県にとって歴史上重要な考古資料に関する展示、収集、保管及び研修・研究を行う施設として、本資料館が開館して1年になります。その間、入館者は1万5,000人を超え、各種の研修会、催し物なども開催しながら、文字どおり国民共有の文化財を学校教育の資料として、また生涯教育の場として地域の方々からご活用いただける施設とするため努力してきた所存でございます。

高畠町によって整備がすすめられております「まほろば　いにしえの里」歴史公園も、このほど池の造成や駐車場の工事が完了し、よそおいを新たにしました。さらに古代住居や古墳の復元も引き続きおこなわれる予定であります。完成のあかつきには、地域の方々のいこいの場として、原始・古代の歴史と現代をつなぐ学習の施設としてご利用いただけるのではないかと大きな期待をもつものであります。

このたび、開館初年度の本資料館のあゆみと成果をまとめ「年報」として発刊する運びとなりました。地域にねざした資料館としてほんとうに親しまれる施設とするためには、まだまだ不十分な点が多いのですが、地域の方々からの忌憚のないご指導やご鞭撻をぜひよろしくお願ひ致します。

いよいよ2年目をむかえることになりますが、わたしども館のスタッフ一同も力いっぱい努力していく所存でございます。全国各地からおいでになる考古学研究者や同好者の方々にも、山形や東北の古代文化再認識の場としての役割をぜひになっていくのにふさわしい資料館づくりを念じております。

平成6年3月

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館  
館長　川崎利夫

# 目 次

1. 資料館の概要	1
(1) 開館までの経過	1
(2) 施設のあらまし	2
(3) 開館記念の行事	3
2. 展示	4
(1) 常設展示	4
(2) 特別展示および企画展示	5
3. 教育普及活動	6
(1) 館の主催による事業	6
(2) 本館を利用した研修事業	7
4. 資料の収集・保管	8
5. 入館状況	10
6. 管理及び運営	11
(1) 組織・職員	11
(2) 資料館条例及び施行規則	12
(3) 資料利用要領	15
(4) 運営協議会	26
7. まほろば古の里整備事業	27
8. 日誌抄	28

## 1. 資料館の概要

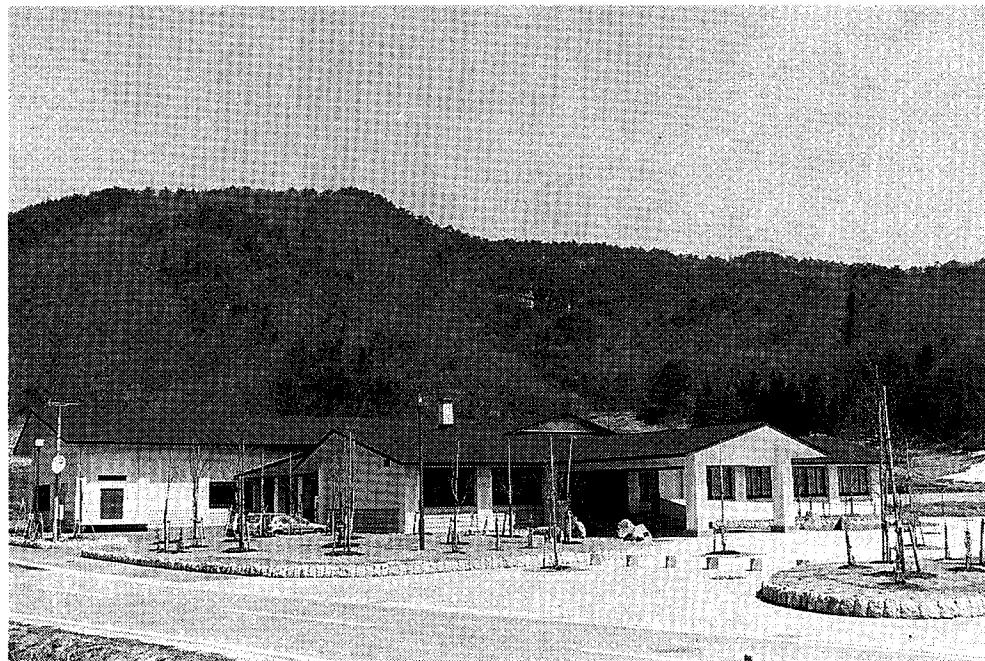
### (1) 開館までの経過

本県において風土記の丘構想がはじめて提示されたのは、昭和51年度の第6次山形県総合開発計画及び第2次山形県教育振興計画においてであった。その後基本計画の検討や地区の選定などが行われた。そして昭和61年度に風土記の丘を高畠町を中心とする置賜地域に設置することを前提に風土記の丘基本構想・計画が作成され、中核施設としての考古資料館の基本設計や実施設計が平成2年度に作成された。これに基づき平成3年度に、高畠町安久津の町有地を借用し、考古資料館本体工事と展示工事に着手した。

平成4年度末までに本体・展示、外構・植栽工事を含むほとんどの工事が完了した。そして「考古資料館開館準備委員会」の審議を経て、置賜のもっとも古い名称である「うきたむ」を冠して『山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館』として、平成5年4月23日に開館した。

### (2) 施設のあらまし

所在地 992-03 山形県東置賜郡高畠町大字安久津2117番地  
電話 0238-52-2585  
ファックス 0238-52-4665



考古資料館の全景

## ・構造・規模

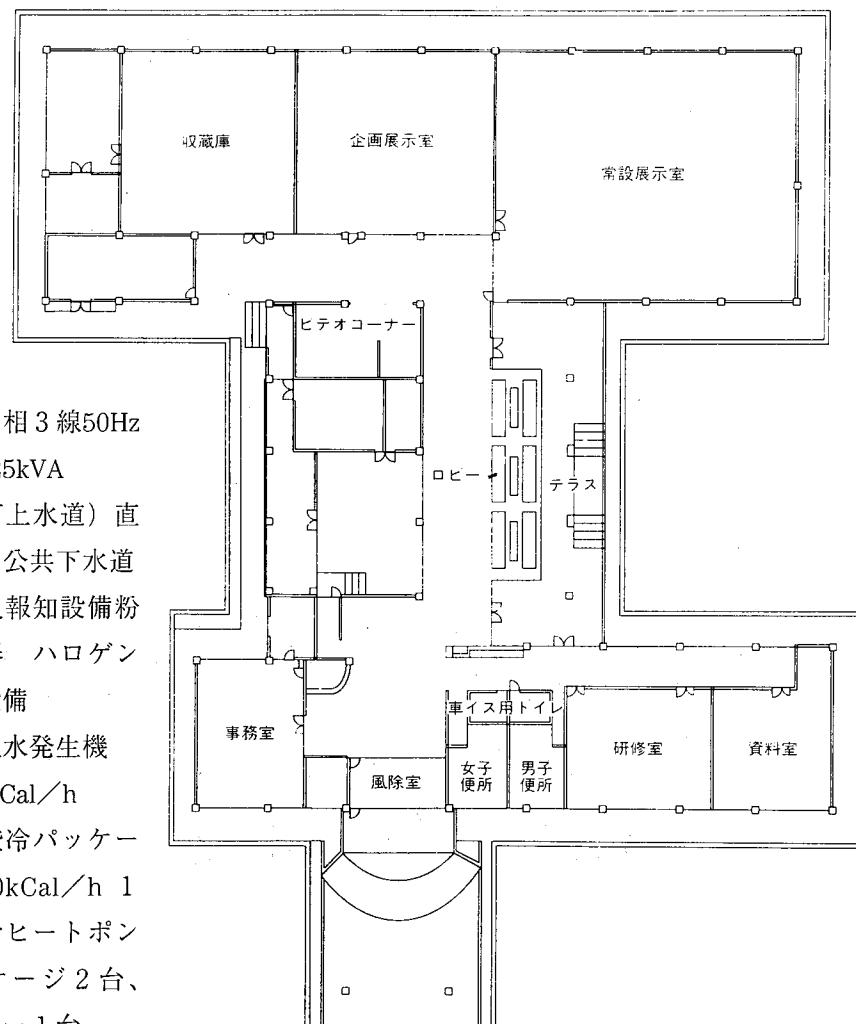
構造：鉄筋コンクリート造平屋建 敷地面積：7,000m<sup>2</sup>

延床面積：1,358.24m<sup>2</sup>

## ・施設の概要

常設展示室	279.00m <sup>2</sup>	作業室	33.75m <sup>2</sup>
企画展示室	129.37m <sup>2</sup>	荷解室	18.00m <sup>2</sup>
収蔵庫（2層）	129.37m <sup>2</sup>	ロビー・ホール	336.85m <sup>2</sup>
研修室	67.50m <sup>2</sup>	ビデオコーナー	33.25m <sup>2</sup>
資料室	58.20m <sup>2</sup>	風除室	19.25m <sup>2</sup>
事務室	67.50m <sup>2</sup>	その他（機械室等）	186.20m <sup>2</sup>

うきたむ風土記の丘考古資料館平面図



## 設備の概要

電気：受電／3相3線50Hz

6.6kV 125kVA

給排水：高畠町上水道（直

圧給水）公共下水道

消防：自動火災報知設備

粉末消火器 ハロゲン

物消火設備

空調：真空式温水発生機

130,000kCal/h

1台、空冷パッケ

ジ63,000kCal/h 1

台、空冷ヒートポン

プパッケージ 2台、

空冷チラー 1台

### (3) 開館記念の行事

本資料館の開館記念行事は、一般への開館に先立って平成5年4月20日（火）に行われた。まず午後1時30分から新装なった本館玄関前で「まほろば太鼓」の勇壮な演奏から始まり、三宅山形県教育委員会委員長のあいさつ、つづいて県知事、県議会議長、高畠町長、町議会議長らによってテープカットが行われた後、川崎館長の館内概要の説明があり、200名の参加者がはじめて館内を見学した。

その後、会場を高畠町中央公民館に移して、山形県教育庁深瀬文化課長の司会で記念式典が盛大に挙行された。高橋知事の式辞、佐藤県教育長の経過報告ののち、本館完成まで施工・工事にあたった関係各社へ感謝状が贈呈され、文化庁文化財保護部長、県議会議長、高畠町長の祝辞があり、星町教育委員長の閉式のことばで記念式典はどこおりなく終了した。

ひきつづき文化庁田中琢文化財監査官による記念講演がおこなわれた。「考古資料館に期待すること」の演題で、一時間余りにわたり、考古資料館が地域に果たすべき役割や意義の大きさについて話され、聴衆に多くの感銘を与えた。なお夕刻5時から「ハピネス」を会場に関係者が多数集まり、開館記念祝賀会が盛大に催された。

開館を記念して、企画展示室において「縄文の四季」をテーマに、8月22日まで特別展が開催された。福井県鳥浜貝塚出土の資料、青森県埋蔵調査センターより借用した狩猟文土器、クマ・イノシシ・オオカミ・シカなどの珍しい土製品なども展示され、冬から秋への四季おりおりの生産活動やくらしぶりが再現されて好評であった。これには県内出土の第一級の縄文土器も並べられ、参観者の目をひいた。



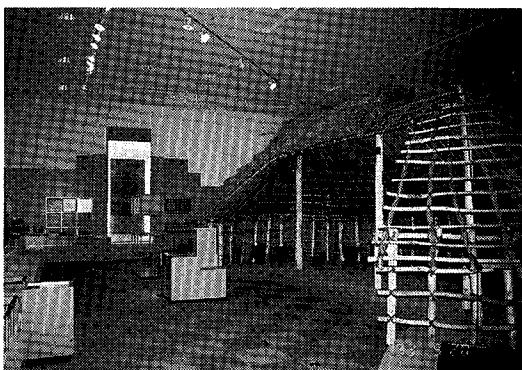
開館式のテープカット

## 2. 展示

### (1) 常設展示

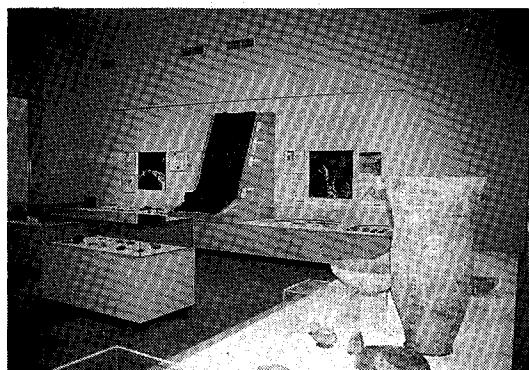
ロビーの壁面には、飯豊町上屋地遺跡から出土した前期旧石器をはじめとして小国町岩井沢・湯の花などの後期旧石器から細石器まで展示されている。壁面に掲げられたイラストとともに、石器の発達や種類を通して当時の生活をしのぶようになっている。

常設展示室の中央には、高畠町押出遺跡から発掘された縄文前期後半の復元された平地式の住居がすえられているが、これは来年度、さらに整備される予定である。ここは「大谷地をかこむ遺跡」「縄文時代のタイムカプセル」「古墳をつくる人々」の三つのテーマのもと、一万年以前の縄文草創期から時代順に展示され、写真・図・解説が理解を助ける。まず高畠町日向洞窟の遺物を中心に縄文時代の幕開けのころに焦点があてられる。そしてつぎのコーナーでは縄文のタイムカプセルといわれる押出遺跡の完形土器や独特の石器、めずらしい木器類、縄文クッキーをはじめクリやクルミなどの遺跡出土の炭化した食品が展示されるが、漆塗りの土器2点はとりわけ圧巻である。そして土偶や三脚石器など中期から晩期にかけての遺物が並ぶ。「古墳をつくる人々」は、弥生時代から始まり、土師器や須恵器、古墳の副葬品である銅鏡・玉類などが展示され、横穴式の古墳までおよび、稻作がはじまってからの過程を明らかにしている。



常設展示室

企画展示室（特別展）



## (2) 特別展および企画展等

### ・第1回特別展 「縄文の四季」

開館を記念して、4月23日から8月22日まで「縄文の四季」のテーマで開催された。冬から始まり土器つくりや狩り、春の山菜採りや木を切り倒す作業、夏の漁、秋の木の実採集など四季に応じた縄文人の生産活動やくらしぶりが想像できるよう工夫した展示がなされた。

福井県立若狭歴史民俗資料館から借用した鳥浜貝塚の貝層断面が壁面中央に掲げられ、珍しい石斧の柄・舟のかいなどの木製品、けものの骨格類、糞石、漆塗りの土器、各種の木の実に加え、押出遺跡の土器や石器、県内の西海淵・水木田などの縄文中期の土器が陳列され目をひいた。さらにケースのなかには、青森県埋蔵文化財センターの保管にかかる狩猟文土器、岩手県埋蔵文化財センターのクマ・オオカミ・イノシシ・シカなどの土製品が展示され、縄文の世界にしばしひたって、今のくらしを見つめなおす機会となった。

### ・第1回企画展 「古墳と人々のくらし」

10月1日から11月30日まで、秋の行楽シーズンに県内置賜地域を中心とした古墳出土の遺物や当時の人々の生活を示す土器や道具類を展示して、古墳と人びとのくらしにスポットをあてた企画展を開催した。

山形市教委より借用の甲冑型・ゆき型・朝顔型の埴輪が展示ケースの入り口にならび、置賜地域の米沢・南陽・川西・高畠の教育委員会より借用した直刀、蕨手刀、玉類、鉄鎌、農具などの副葬品、なかでも県内古墳から出たお花山・下小松の三面の銅鏡が注目された。しばらく行方不明であった安久津古墳の三累環の柄頭も展示された。

中山町物見台遺跡や高畠町寝鹿遺跡・安久津古墳の土師器や須恵器、天童市西沼田遺跡の木器など、県埋蔵文化財センターの協力によって古墳時代の生産や生活を示す多くの資料が陳列に供され、好評であった。

### ・収蔵品展 「最近発掘された置賜の遺跡から」

財団法人山形県埋蔵文化財センターからの発掘資料移管にともない、特別展がおわった9月1日～26日、第1回企画展が終了した12月7日から新収蔵品展が開催されている。米沢市大檀遺跡、高畠町押出遺跡、小国町谷地遺跡、飯豊町郡の神遺跡、南陽市月の木B遺跡、高畠町日向洞窟遺跡、高畠町寝鹿遺跡、高畠町安久津古墳群などの遺物が展示されている。そのなかには、貴重なものも含まれていて今後の山形の古代文化を考える上で、いろいろな問題の提起となっている。

### 3. 教育普及活動

#### (1) 館の主催による事業

今年度本館が主催して実施した事業の概要はつぎの通りである。

- ・「土器つくり教室」 9月12日、10月3日 参加者25名

講師 陶芸家 水野哲氏

町の郷土資料館との共催で開かれた。第一回目は、午前中縄文土器の話やつくる手だけ、縄文の原体つくり、午後から粘土をこねて作り方に挑戦、一人ひとり懇切な指導のもとに製作にとりくみ、夕方までには全員かたちができあがった。

約3週間かけぼしをして、ようやく水分がなくなった時期に野焼きを行って完成し、しばらく資料館に展示した。

- ・「縄文月見の宴」 9月30日 参加60名

中秋の名月にあたる9月30日、三三五五遠くは山形・天童などからもあつまつた。当日はあいにくの雨で、当初は屋外で行う予定であったが、研修室やロビーを会場に実施された。「縄文クッキー」が焼かれ、縄文風の焼き魚が配られ、山ぼうしやあけびでつくられた縄文酒がふるまわれて、長井市の縄文太鼓の演奏、映画、館長の語りなどに耳かたむけながら縄文のロマンにひたった一夜であった。

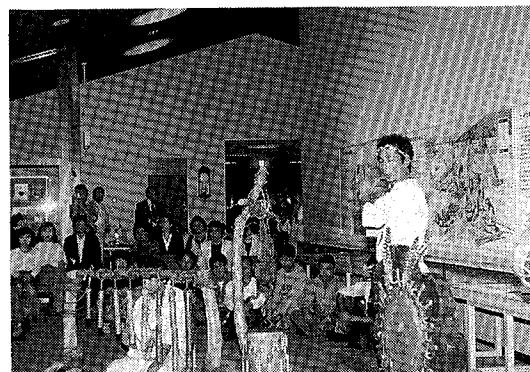
- ・特別講演会 10月9日 参加40名

講師 福島大学教授 工藤雅樹氏

「古墳と人々のくらし」のテーマにちなんで「末期古墳がつくられたころ」と題する講演で、7~8世紀における東北の情勢を資料をもとにわかりやすく話され、参加の方々からいろいろな質問もあって有意義であった。



土器つくり教室 作品完成



縄文見学の宴

(2) 本館を利用した研修事業（共催事業を含む）

月日	事業名	主催者	参加者
5.26	高畠町新規採用職員研修	高畠町	15名
6.22	町広報投稿者の集い	高畠町企画調整課	50名
6.23	高畠町小学校6年部会研修（館長講話）	高畠町教育委員会	20名
6.24	退職教職員研修（館長講話）	金山形退職教職員の会	30名
6.30	郷土学習資料作成研修会	東南置賜視聴覚ライブラリー	35名
7.7	川西町社会科研修（館長講話）	川西町学校教育研究会	20名
7.8	高畠町職員研修会（館長講話）	高畠町	35名
7.10	シンポジューム「祈りと戦いの中世」成生荘研究会他		35名
7.27	国学院大学博物館実習（館長説明）	国学院大学	30名
7.29	中山・山辺地区小学校社会科研修（館長講話）	同地区学校教育研究会	20名
7.30	東南置賜総合開発懇談会	置賜地方事務所	20名
7.30	高畠町技労職研修（館長講話）	高畠町	20名
8.3	東南村山女子教職員研修（館長講話）	東南村山教育事務所	50名
8.4	東置賜中学校社会科研究会研修（館長講話）	同研究会	20名
9.1	高畠町職員研修会（館長講話）	高畠町	40名
9.11	山形県文化財保護協会研修会	同協会	40名
10.5	米沢・東置賜助役・収入役会（館長講話）	同会	17名
11.11	東南置賜学校事務職員研修会（館長講話）	東南置賜教育事務所	45名
1.8	山形県歴史教育者協議会研修	同会	15名

#### 4. 資料の収集・保管

本年度、山形県埋蔵文化財センターより、これまで山形県教育委員会が緊急発掘などを実施した際に出土した置賜地区の資料を移管することになり、二回にわけて運搬し、収蔵することになった。それら資料のリストはつぎの通りである。

埋蔵文化財センターより県立考古資料館への移管遺物リスト（第一次）

市町村名	遺跡名	総箱数
米沢市	鳥川遺跡群	18+2
ク	横山C	6
ク	慶治清水B	3
ク	経塚山	2
ク	清水北	2
ク	早坂山	34
ク	大壇B	78
南陽市	月ノ木B	61
ク	諏訪前	14+1
ク	沢田	80
ク	富喜田	7
高畠町	安久津古墳群	13
ク	安久津古墳群	11+1
ク	山の神	3+1
ク	寝鹿	43
ク	寝鹿（国道）	152+5
ク	清水前	3
ク	清水前古墳	1
ク	明神崎	20
小国町	小国谷地	168
飯豊町	郡の神	40
ク	郡之神	25+1
ク	町下	114
ク	町下	3
川西町	大塚城	1
ク	契約壇	1

計 903+11

注) +11点はコンテナボックスと別に保管されていた完形土器数を表わす

埋蔵文化財センターより県立考古資料館への移管遺物リスト（第2次）

市町村名	遺 跡 名	総 箱 数
高畠町	堂ノ下	4
ク	南原	138
ク	飯塚館	2
小国町	墓窪	120
ク	下野	85
飯豊町	赤岩	23
飯豊町	町下	1
		計 373

以上のとおり、現在1287箱の資料が山形県埋蔵文化財センターより移管し、本館において保管することになった。

本年度、本館が寄託を受けた資料は下記の通りである。

- ・南陽市赤湯 佐藤庄一氏より 米沢市李代遺跡出土一括資料（縄文晩期土器他）4箱
- ・天童市久野本 高橋良一氏より 村山市富並付近出土遺物（縄文晩期資料—土偶顔部、土版、土器、石器など）469点

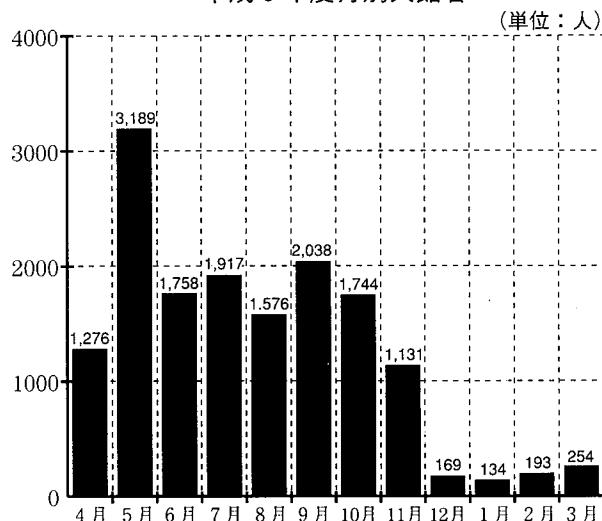
## 5. 入館状況

平成5年度月別入館者一覧表

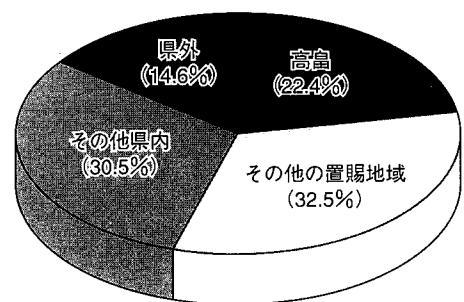
(人)

月 分	有料入館者数(人)				無料入館者数(人)				合 計	
	個 人		団 体		計	減 免 者 数		視 察 そ の 他		
	一般	児童等	一般	児童等		一般	児童等	一般	児童等	
5. 4	688	123	44		855	21	359	41		421 1,276
5.	1,652	564	159	142	2,517	344	291	37		672 3,189
6	793	126	280	18	1,217	322	196	23		541 1,758
7	682	113	281	130	1,206	270	254	187		711 1,917
8	871	265	65	62	1,263	138	120	52	3	313 1,576
9	386	54	232	17	689	313	884	152		1,349 2,038
10	418	35	192	1	646	587	439	72		1,098 1,744
11	293	34	380		707	250	126	34	14	424 1,131
12	60	1	41		102	62		5		67 169
6. 1	71	14	24		109	25				25 134
2	76	16			92	100		1		101 193
3	197	28	20		245			5	4	9 254
計	6,187	1,373	1,718	370	9,648	2,432	2,669	609	21	5,731 15,379

平成5年度月別入館者



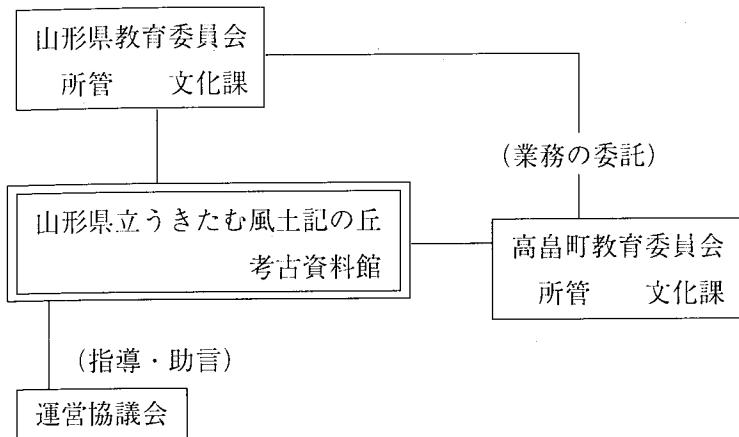
地域別入館者の割合



芳名簿による750名の地域割合  
期間 平成5年4月23日～5月30日

## 6. 管理及び運営

### (1) 組織・職員



県立うきたむ風土記の丘考古資料館職員名簿

職名	氏名	住所	電話番号	備考
館長(嘱託)	川崎 利夫	天童市中里2-3-12	0236-55-2693	
主事	鈴木 栄一	高畠町大字亀岡3913	0238-52-2862	
主事	島津美智雄	高畠町大字竹森4467	0238-52-0283	
嘱託	竹田 直道	山形市泉町15-20	0236-23-2198	
臨時職員	竹田 京子	高畠町大字上和田439-2	0238-56-2983	5.4.1~6.1.31
同上	鈴木 淳子	高畠町大字中島648	0238-57-2170	6.2.3~

## (2) 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例

〔平成5年3月26日  
県条例第27号〕

### (設置)

第1条 本県にとって歴史上重要な古代の遺跡に関する資料の収集、保管及び展示を行い、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館（以下「資料館」という。）を東置賜郡高畠町に置く。

### (入館料の徴収等)

第2条 県は、資料館に入館しようとする者から入館料を徴収する。

2 入館料の額は、別表のとおりとする。

### (入館料の免除)

第3条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、入館料の全部または一部を免除することができる。

### (管理の委託)

第4条 資料館の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を高畠町に委託する。

### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

### 別表

区分		入館料の額
個人	一般	200円
	児童等	100円
団体（20人以上のものに限る）	一般	1人につき 150円
	児童等	1人につき 70円

備考 この表において「児童等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校の児童、生徒及び学生又はこれらに準ずる者をいう。

# 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則

〔平成5年3月30日  
県教育委員会規則第2号〕

## (趣旨)

第1条 この規則は、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

## (開館時間)

第2条 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館（以下「資料館」という。）の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 4月1日から10月31日まで 午前9時から午後4時30分まで

(2) 11月1日から翌年の3月31日まで 午前9時30分から午後4時30分まで

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

## (休館日)

第3条 資料館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（子どもの日及び文化の日を除く。）

(2) 月曜日（月曜日が前号の子どもの日又は文化の日であるときは、その翌日）

(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

## (入館の手続き)

第4条 資料館の資料を観覧するため入館しようとする者は、受付において、所定の入館料を納めて別記様式による入館券の交付を受けなければならない。

## (入館の規制)

第5条 教育委員会は、この規則に基づく定め若しくは教育委員会の指示に従わない者又は資料館に入館する者としてふさわしくない行為を行おそれがあると認められる者に対しては、資料館の利用を拒み、又は退館を命じることができる。

## (損害の賠償)

第6条 資料館に入館した者は、故意又は過失により資料館の施設、設備、資料等をき損したときは、それらを原状に復し、又はそのき損による損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

別記様式

1 個人の場合

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館入館券 円 この券により1人1回に限り入館できます。領収印のないものは無効です。この券は退館するまでお持ちください。入館料の払戻しはいたしません。	入館券 円
--	-------

2 団体の場合

様一行 人 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館団体入館券 一般 1人 円 児童等 1人 円 領収印のないものは無効です。この券は退館するまでお持ちください。入館料の払戻しはいたしません。	団体 入館券 様 一行 人 一般 人 円 児童等 人 円
--	--

### (3) 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館利用要領

この要領は、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館（以下「本館」という。）において収蔵する本館資料について、一般観覧以外の方法で利用するときの手続き、又は資料の取扱等に関し、利用種別ごとに定めることを目的とする。

#### I 展示室内写真撮影

- 1 展示室内写真撮影とは、利用者が展示室内において、展示室の情景又は展示資料を写真撮影することをいう。
- 2 展示室内写真撮影のできる資料は、原則として、本館所蔵の資料及び本館に寄託されている資料（以下「借用資料」という。）に限るものとする。  
但し、本館で借用している資料（以下「借用資料」という。）については、資料の所蔵者の承諾があるときは、この限りでない。
- 3 利用者が展示室内写真撮影を希望する場合には、展示室内写真撮影申込書（別記様式第1号）を本館に提出しなければならない。
- 4 展示室内写真撮影は、申込のあった後において許可される。
- 5 展示室内写真撮影にあっては、本館職員の指示に従うものとする。

#### II 館内利用

- 1 館内利用とは、利用者が本館収蔵資料を展示室の展示ケース、収蔵庫、資料室等から、取り出して、館内の施設において利用することをいう。
- 2 館内利用のできる資料は、原則として、本館所蔵の資料及び寄託資料に限るものとする。  
但し、借用資料については、資料の所蔵者の承諾書を添えて申請したときは、この限りでない。
- 3 館内利用の方法は、資料の閲覧、模写、実測、拓本、コピー及び写真撮影とする。
- 4 館内利用を希望する者は、館内利用申請書（別記様式第2号）を、原則として利用希望日の7日前までに館長に提出しなければならない。
- 5 館長は、館内利用について概ね次の条件を満たしていると認めたときは、これを許可し、利用申請者に館内利用許可書（別記様式第3号）を発行する。
  - (1) 申請理由が公益上妥当であること。
  - (2) 資料の館内利用によって、本館の活動に著しい支障をきたさないこと。
  - (3) 資料の保存状況が、館内利用に耐えること。

- 6 館内利用の許可にあっては、館長が利用の日時を指定することがある。
- 7 館内利用においては、本館の職員の立ち会いのもとで、その指示に従って行うものとする。
- 8 館内利用ができる時間は、原則として、本館開館日の開館時間内とする。
- 9 館内利用中に、利用者の責任において資料を破損又は亡失した場合には、修復等に係る必要な経費を、館長及び利用者が協議のうえ決定し、利用者がこれを負担するものとする。

なお、破損又は亡失した資料が寄託資料又は借用資料の場合には、修復等に係る必要な経費を、資料の所蔵者、館長及び利用者の三者が協議のうえで決定し、必要な経費を利用者が負担するものとする。

### III 館外利用

- 1 館外利用とは、本館収蔵資料を貸し出し、利用者がこれを本館以外の施設で利用することをいう。
- 2 館外利用の方法は、資料の展示、模写、実測、拓本、コピー及び写真撮影とする。
- 3 館外利用のできる資料は、原則として、本館所蔵資料に限るものとする。但し、寄託資料及び借用資料については、資料の所蔵者の承諾書を添えて申請したときは、この限りではない。
- 4 館外利用を希望する者は、資料借用申請書（別記様式第4号）を、原則として希望日の30日前までに、館長に提出しなければならない。
- 5 館長は、館外利用について概ね次の条件を満たしていると認めたときは、これを許可し、利用申請者に資料貸出許可書（別記様式第5号）を発行する。
  - (1) 申請理由が公益上妥当であること。
  - (2) 資料の貸出によって、本館の活動に著しい支障をきたさないこと。
  - (3) 資料の保存状況が、貸出に耐えること。
- 6 館外利用の許可にあたっては、館長は、事前に山形県教育長文化課長に協議するものとする。
- 7 館外利用に係る必要な経費は、利用者の負担とする。
- 8 資料の貸出と返却は、原則として本館内で本館職員と利用申請者が資料の現況を確認のうえ、行うものとする。
- 9 利用申請者は、資料の借用の際に資料借用書（別記様式第6号）を館長に提出しなければならない。

- 10 館長は、資料の返却を受けたときは、資料借用者を利用者に返戻するものとする。
- 11 館外利用期間中に、利用者の責任において資料を破損又は亡失した場合には、修復等に係る必要な経費を館長及び利用者が協議のうえで決定し、利用者がこれを負担するものとする。

なお、破損又は亡失した資料が寄託資料又は借用資料の場合には、修復等に係る必要な経費を、資料の所蔵者、館長及び利用者の三者が協議のうえで決定し、必要な経費を利用者が負担するものとする。
- 12 館外利用期間中の資料の利用は、許可を受けた者が許可の要件にそって善良な管理の注意をもって、これにあたるものとする。
- 13 館外利用期間中であっても、不適正な行為があったと認められたとき、又は本館において必要が生じたときは、利用者は本館に資料を返却しなければならない。

#### IV 印刷物等掲載

- 1 印刷物等掲載とは、利用者が本館収蔵資料の模写、実測、写真及び映像を印刷物等に掲載して公刊することをいう。
- 2 印刷物等に掲載できる資料は、原則として、本館所蔵資料及び寄託資料に限るものとする。

但し、借用資料の印刷物等への掲載については、資料所蔵者の承諾書を添えて申請した場合には、この限りではない。
- 3 印刷物等掲載を希望する者は、印刷物等掲載申請書（別記様式第7号）を館長に提出しなければならない。
- 4 申請内容が公益上妥当であると認めたときは、館長は申請者に印刷物等掲載許可書（別記様式第8号）を発行する。
- 5 許可を受けた者が、本館収蔵資料を印刷物等に掲載する場合には、印刷物等に本館名及び所蔵・保管・展示中の別を明記しなければならない。
- 6 前項の本館収蔵資料を掲載した印刷物等については、原則として、一部本館へ提出しなければならない。

様式第1号

平成 年 月 日

## 展示室内写真撮影申込書

山形県立

うきたむ風土記の丘考古資料館長 殿

住 所

電話番号

氏 名

印

下記のとおり、貴館内での写真撮影をしたいので申し込みます。

記

撮影理由	記念 取材	教材 その他( )	学習	研究	趣味
撮影展示箇所	ロビー	常設展示室	企画展示室		
撮影資料					

様式第2号

平成 年 月 日

## 館 内 利 用 申 請 書

山形県立  
うきたむ風土記の丘考古資料館長 殿

住 所

電話番号

氏 名

(印)

下記のとおり、貴館の収蔵資料を、館内にて利用させていただきたいので  
申請いたします。

記

利 用 理 由						
利 用 方 法		閲 覧	模 奏	実 測	拓 本	コ ピ ー
		写 真 摄 影	その他 ( )			
期 间		平 成 年 月 日	~	年 月 日		
No	資 料 名	規 格 等	数 量	单 位	摘 要	

様式第3号

県考資第 号  
平成 年 月 日

殿

山形県立

うきたむ風土記の丘考古資料館長

## 館内利用許可書

平成 年 月 日付けて申請のありました、本館収蔵資料の館内利用申請について、下記のとおり許可します。

記

利用方法		閲覧 模写 実測 拓本 コピー 写真撮影 その他( )			
期間		平成 年 月 日 ~ 年 月 日			
No	資料名	規格等	数量	単位	摘要

様式第4号

平成 年 月 日

## 資料借用申請書

山形県立  
うきたむ風土記の丘考古資料館長 殿

住 所

電話番号

氏 名

印

下記のとおり、貴館所蔵資料を借用し、貴館外にて利用させていただきたい  
ので申請いたします。

記

利 用 理 由						
利 用 方 法		展 示	模 写	実 測	拓 本	コ ピ ー
		写 真 摄 影	その他 ( )			
期 间		平 成 年 月 日	～	年 月 日		
No	資 料 名		規 格 等	数 量	单 位	摘 要

様式第5号

県考資第9503号

平成 年 月 日

殿

山形県立

うきたむ風土記の丘考古資料館長

## 資料貸出許可書

平成 年 月 日付けで申請のありました本館収蔵資料を貸し出し、  
本館外で利用することを許可します。

記

利用方法		閲覧 模写 実測 拓本 コピー 写真撮影 その他( ) 曜示				
期間		平成 年 月 日 ~ 年 月 日				
No	資料名	規格等	数量	単位	摘要	

様式第6号

平成 年 月 日

## 資料借用書

山形県立  
うきたむ風土記の丘考古資料館長 殿

住 所

電話番号

氏 名

㊞

貴館所蔵資料を、下記のとおり借用いたします。

なお、借用期間中の資料の取扱いについては、山形県立うきたむ風土記の丘  
考古資料館利用要領に従います。

記

期 間 平成 年 月 日～ 年 月 日

No	資料名	規格等	数量	単位	摘要

様式第7号

平成 年 月 日

## 印刷物等掲載申請書

山形県立  
うきたむ風土記の丘考古資料館長 殿

住 所

電話番号

氏 名

印

下記のとおり、貴館収蔵資料を印刷物等に掲載したいので申請いたします。

記

方 法	写 真	模 写	実 測	その他 ( )
印刷物等の名称				
発 行 者				
発行期日・部数	平成 年 月 日		部	
No	資 料 名	規格等	数 量	单 位

様式第8号

県考資第 号

平成 年 月 日

殿

山形県立

うきたむ風土記の丘考古資料館長

## 印刷物掲載許可書

平成 年 月 日付けで申請がありました本館収蔵資料について、下記の  
とおり掲載を許可します。

記

方 法	写 真 模 写 実 測 その他 ( )
印刷物等の名称	
発 行 者	
発行期日・部数	平成 年 月 日 部
No	資 料 名 規格等 数 量 単 位 摘 要

備考：1. 資料の掲載にあたっては、本館名及び所蔵・保管・展示中等の別を明記してください。  
2. 資料の掲載誌一部を本館に寄贈してください。

#### (4) 運営協議会

##### 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館運営協議会設置要綱

###### (名 称)

第1条 本会は、「山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館運営協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

###### (目 的)

第2条 協議会は、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館(以下「資料館」という。)の運営に関して次の事項を協議する。

- (1) 資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 資料館の特別展、企画展の開催企画に関すること。
- (3) 資料館の普及啓発活動に関すること。
- (4) その他資料館の運営に関すること。

###### (委 員)

第3条 協議会の委員は、学識経験者のうちから教育長が任命又は委嘱する。

2 委員の定数は7名以内とする。

3 協議会の会長及び副会長は委員の互選とする。

###### (任 期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

###### (事務局)

第5条 協議会の事務局は県教育庁文化課に置く。

###### 附 則

1 第4条の規定にかかわらず、協議会設置当初の委員の任期は平成5年9月7日から平成7年3月31日までとする。

2 この要綱は、平成5年9月7日から施行する。

###### 県立うきたむ風土記の丘考古資料館運営協議会委員名簿

(順不同)

番号	氏 名	住 所	自宅電話番号	備 考
○1	浜田 清明	米沢市東町3-5-22	0238-23-2318	山形県文化財保護協会常任理事
○2	吉野 智雄	山形市南原町3-2-25	0236-31-4548 74-2946	前山形市第六小学校長 山形市野草園 (T E L) 0236-31-3895
3	菅井敬一郎	南陽市宮内3652	0238-47-2660	前高等学校教諭・理学博士
4	山崎 正	高畠町高畠1543-7	0238-52-1013	高畠町郷土資料館館長 (T E L) 0238-52-4523
5	安彦 好重	山形市北山形1-6-8	0236-44-9246	山形城北女子高等学校講師 (T E L) 0236-45-3377
6	佐藤 鎮雄	南陽市三間通1278	0238-40-2053	南陽市立漆山中学校教諭 (T E L) 0238-47-2424
7	木村 琢美	米沢市中央6-1-158	0238-22-8448	山形県博物館連絡協議会副会長 米沢市教育委員会文化課長 (T E L) 0238-22-5111

◎委員長 ○副委員長

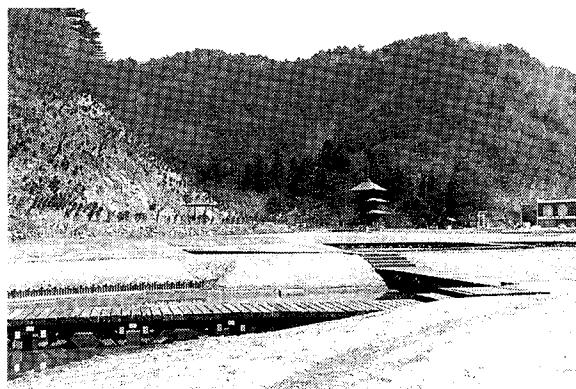
## 7. まほろば古の里整備事業

考古資料館の東側に広がる自然環境に平成2年の高畠町「歴史公園」基本計画に基づき、平成3年より平成8年にかけて多くの歴史・風土的資源の保存とあわせ原始・古代からの歴史や文化を理解するための野外学習施設として整備を行う事業である。

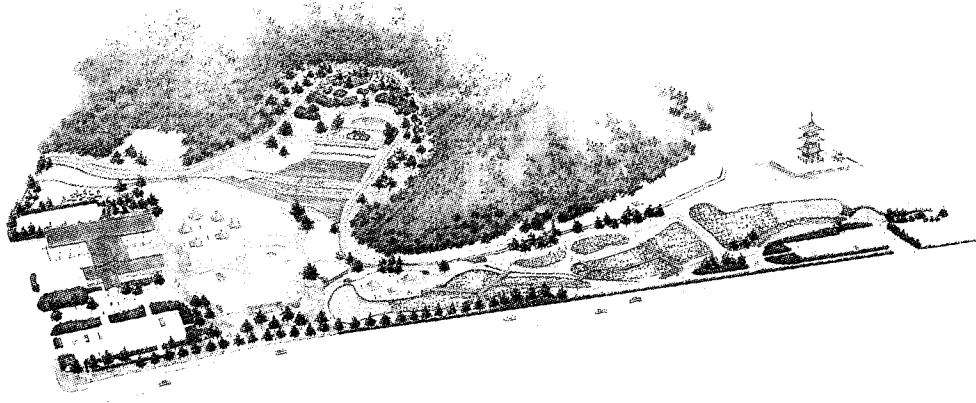
平成5年度は、池の造成、駐車場の整備、電気、給排水工事を完了しており、6年度以降は、園路、石橋、野外教室、展望台、古代住居の復元が予定されている。

本年も、五穀の水田に古代米の黒米と赤米、畑にはソバを植えた。

また、縄文を主体とする原始、古代の人々の生活が理解できる体験の場として、土器作り教室、縄文人の料理教室、古代の織物つくりなどのソフトイベントを実施していく計画である。



歴史公園の池の整備状況



まほろば古の里整備事業基本設計 鳥瞰図

## 8. 日誌抄

- 4月1日 辞令交付式
4. 20 開館式、開館記念式典、文化庁田中琢監査官による記念講演
4. 23 一般公開初日（180名入館）
5. 3 489名入館
5. 5 こどもの日無料開館日 405名入館
5. 28 歴史公園整備懇談会
5. 29 古代米田植え及びさなぶり
6. 11 文化庁岡村調査官来館
6. 26 イギリス ニューサイエンティスト記者来館
6. 30 郷土学習資料作成研修会
7. 10 シンポジウム「祈りとたたかいの中世」
7. 22 県教育委員視察
8. 22 特別展終了
9. 1 県議会文教公安委員視察
9. 7 入館者10,000人となる
9. 11 山形県文化財保護協会見学研修
9. 12 第1回縄文土器つくり教室
9. 16 群馬県勢多郡埋蔵文化財担当者見学研修
9. 24 第1回考古資料館運営協議会
9. 30 「縄文月見の宴」
10. 1 第1回企画展「古墳と人々のくらし」オープン
10. 3 第2回土器つくり教室
10. 9 特別講演会「末期古墳の時代を考える」工藤雅樹氏
10. 13 原田副知事来館
10. 24 佐原真国立歴史民俗博物館副館長来館
10. 26 佐賀県議会文化財特別委員会委員来館
11. 9 アメリカ・コロラド州市長ら一行来館
11. 24 山形県埋蔵文化財センターより資料移管
11. 30 第1回企画展終了
12. 8 収藏品展「最近発掘された置賜の遺跡から」開始
12. 24 第2回考古資料館運営協議会
1. 27 県議会総務常任委員会視察
2. 5 織田サミット一行来館
3. 25 第3回考古資料館運営協議会

## 93／年報

平成6年（1994年） 3月31日 印刷

平成6年（1994年） 3月31日 発行

編集 〒992-03

発行 山形県東置賜郡高畠町大字安久津2117

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館

印刷 (株)田宮印刷所

